

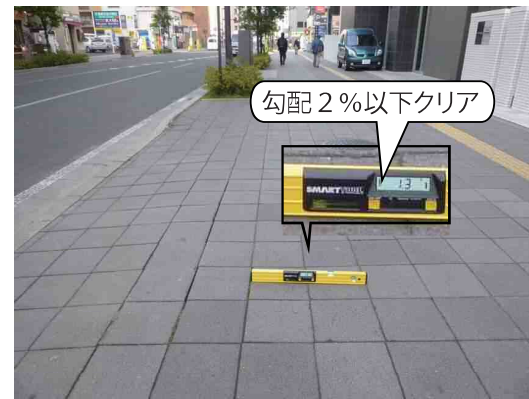
具体的なバリアフリー実施イメージ

整備前



→
勾配の改善

整備後



→
誘導ブロックの補修



→
根上り解消



事業実施に向けて

本計画は、バリアフリー新法に基づく基本構想を受けて、令和7年度までに重点整備地区内の生活関連経路をバリアフリー化するためにとりまとめたものであり、計画期間内の完了に向け、計画的かつ効率的に事業を推進します。

なお、今後の財政状況等によっては、一部計画を見直すこともあり、事業費等の都合により期間までに実施できない路線については、それ以降も整備をしていくものとします。

お問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局
仙台河川国道事務所交通対策課
電話 022-248-0061

仙台市建設局道路部道路計画課
電話 022-214-8375

仙台都心地区道路特定事業計画

国土交通省仙台河川国道事務所／仙台市

本市では、バリアフリー新法※に基づき、新たな「仙台市バリアフリー基本構想地区別構想(都心地区)」(以下「地区別構想」という。)を平成24年6月に策定、令和3年3月に改定した。(※平成18年6月公布「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)

この「道路特定事業計画」は地区別構想に基づき、道路管理者が策定する計画であり、旧特定事業計画(仙台駅周辺地区、仙台都心地区)で位置づけられた事業のうち未了のものほか、すべての生活関連経路についてバリアフリー整備の構造基準を満たしているか現場調査を実施し、課題がある路線について、具体的なバリアフリー化の内容を定めるものです。



■ 道路特定事業で定める事項

- ①バリアフリー整備事業の方針
道路特定事業計画で実施する事業の具体的な整備方針を定めます。
- ②事業内容と事業量
本地区の事業の内容と事業量を示します。
- ③事業実施予定期間の設定
平成27年度～令和7年度までの期間とします。

■ 主な整備内容

- 歩道整備工事
 - 交差点改良
 - 歩行者系案内誘導サインの設置
 - 手すりの整備
 - エレベーターの設置
- 等

事業概要

対象地区名称 仙台都心地区

基本方針

仙台市においては、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第4条に定める整備基準」や「仙台市歩道等設計基準」等の基準を決めています。

具体的な整備の方針については、これらを踏まえ、国で定めた「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を基本としながら整備を進めていきます。

以下に、具体的なバリアフリー整備事業を進めるうえでの6つの方針を示します。

方針1:視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者の安全で円滑な移動を支援する視覚障害者誘導用ブロックについては、黄色を基本としながら連続的な設置を行います。
方針2:歩道空間	歩道空間については、段差の解消、歩行性(走行性)の向上及び歩行路面の平坦性の確保を図ります。
方針3:案内施設	歩行者系案内誘導サインについては、街並と調和し、わかりやすく、高齢者・身体障害者等にも配慮した設置を行います。
方針4:安心要素	安全で快適な歩行空間を確保できるように、照明や手すりの設置を行います。
方針5:エレベーター	立体横断施設の移動円滑化、車いす利用者等の移動経路を確保するため、エレベーターの設置を行います。
方針6:歩行の円滑化	歩行者の円滑な移動を確保するため、放置自転車や不法占用物件の継続的な指導、啓発に努め、撤去強化も図ります。

事業内容

■ 総括表

事業実施経路		事業予定期間	
経路数	延長(km)	着手予定	完了予定
18路線	8.11km	平成27年度	令和7年度

■ 個別事業計画

箇所番号	路線名	事業内容
C	仙台東線	根上がり対策
D	国道48号・国道286号(東二番丁通)	歩行者案内看板設置
2	青葉通線(駅前～東二番丁通、北側)	歩道整備工事
7	青葉通線(駅前～東二番丁通、南側)	歩道整備工事
8	末無掃部丁線	歩道整備工事
10	ペDESTリアンデッキ	エレベーター設置
12	仙台駅東西地下自由通路	手すりの整備
14	勾当台通外記丁線	歩道整備工事
18	広瀬通2号線	根上がり対策
19	広瀬通1号線	根上がり対策
24	勾当台通外記丁線	歩道整備工事
28	西公園通線	歩道整備工事、歩行者案内看板設置
30	晩翠通線(国道48号～定禅寺通)	歩行者案内看板設置
38	青葉通線(一番町通～西公園通)	歩道整備工事
39	青葉山線	歩道整備工事
40	晩翠通線(定禅寺通～青葉通、東側)	歩道整備工事
41	広瀬通2号線(一番町～晩翠通、北側)	根上がり対策
43	愛宕上杉通1号線(定禅寺通～広瀬通、西側)	交差点改良

バリアフリーネットワーク図

